

判例から学ぶ医療と法 — 第65回

「応招義務③」

東京地裁平成29年2月9日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
 弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

本件は、被告法人の開設する歯科医院で、被告Yによるインプラント治療を受けた原告Xが、YがXの意向およびインフォームドコンセントを無視し、Xとの間の信頼関係を破壊した上、一方的に診療拒否を通告し、治療を放棄したと主張して、被告法人に対し債務不履行または使用者責任に基づき、またYに対し不法行為に基づき、損害の賠償を求めた事案である。

これに対してYらは、XとYとの間の信頼関係が破壊されたのは、Xが喫煙をするなどYからの診療上の指示を無視した上、Yや歯科医院の職員に対して暴言を吐くなどの問題行動を繰り返したためであり、YはXとのコミュニケーションを図るべく努力を続けたが、上記の事情から本件治療の継続に限界を感じ、やむを得ず本件治療の終了を通告したなどと反論していた。

◆判決の要旨

請求棄却。

まず、判決は、YがXとの間の信頼関係を破壊した上、一方的に診療拒否を通告し、治療を放棄したというXの主張に対し、次のような事実を認定し、両者間の信頼関係が破壊された原因がYにあるとは認められないとした。

「Xは、Yや本件歯科医院の職員から、喫煙はインプラント治療において骨結合不全を起こすことがあるため控えるようにと再三にわたって注意されていたにもかかわらず、たばこを1日1箱吸って

しまうなど、診療上の指示を守らないことがあり、さらに、Yや本件歯科医院の職員に対し、『ためえうそついてんじゃねーよ』『私がそういう話で契約したんだから、やれよ』『最初のときにできると言ったことがなぜできないの!!?サギじゃん!!!』『プライドもってやってください。△△の社長に、“おたくの載せてる歯医者こんなことやってます”って言ってやるーか』などの暴言を繰り返していたことが認められる。

なお、Xがこのような暴言に及んだのは、本件治療の期間がXの期待よりも長引いたことに不満やいら立ちを覚えるようになったためであると考えられるが、これにはXの意向によりイミディエートを行わなかったことや、Xが仮歯を調整する時期に他院でリフトアップ手術を受けていたことも影響していると認められ、Yが本件治療を不相当に遅滞させたものとは認められない。」

次に、判決は、Yによる診療拒否について、次のように述べて、診療拒否には正当な理由があり、不法行為は成立しないとした。

「ところで、診療に従事する歯科医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされているところ（歯科医師法19条1項）、平成26年3月24日の診療録によれば、Yは、Xに対し、コミュニケーションが取れないことを理由として、本件治療の終了を通告し、今後電話や来院があっても診療を拒否することを決定したことが認められる。

しかし、前記…のとおり、Xの言動によりXとYとの間の信頼関係が破壊されていたと認められることに加え、本件治療が上部構造の装着完了まで実施されていたこと、Xが本件歯科医院から実施済みの治療行為に関する治療費を請求されたのに対し、支払いを拒否する客観的に合理的な事情もうかがわれないのに、X本人の主観的な不満を理由として支払いを拒否することが複数回あったことなどの事実関係に照らせば、YがXの診療を拒否したことには『正当な理由』があるものと認められ、不法行為を構成するものとは認められない。」

◆この判例をどう理解するか

応招義務は本連載第14回および第40回でも取り上げており、本連載で取り上げるのは3回目となる。

本判決では、歯科医師法19条1項に基づく診療拒否が問題となっているが、同条項は医師法19条1項と同様の規定であることから、本判決は医師による診療拒否にも当てはまると考えてよい。

医師法19条1項は、「(医師は)診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」としている。この「正当な事由」が認められるための要件として、本連載第14回で取り上げた裁判例¹⁾では、①医師と患者間の信頼関係が失われていること②患者の治療・診療に緊急性がないこと③代替する医療機関などが存在すること、の三つを挙げていた。また、本連載40回で取り上げた裁判例²⁾では、上記①だけでは十分でなく、④患者が医療機関に対して不当な要求をするなどの事由⑤診療契約の解除によって患者の病状が悪化するおそれがある場合でないこと、が必要であるとしていた。

本判決は、上記各裁判例と異なり、「正当な事由」が認められるための要件を挙げていないが、両者間で信頼関係が破壊されたと認められること、本件治療が上部構造の装着完了まで実施されていたこと、原告が合理的な事情なく治療費の支払いを複数回拒否していたことなどを挙げた上

で、「正当な事由」を認めたことからすると、上記①のほか、⑥治療終了による患者への影響の有無・程度や、⑦患者側の態度を「正当な事由」の考慮要素としていると捉えることもできる。このうち、⑥の要件は上記②や⑤の要件と重なるところがあり、⑦の要件は上記④の要件と重複するところがある。このように考えると、本判決は、これまで取り上げてきた診療拒否に関する裁判例の要件とほぼ同じような要件にしたがって判断したものといえよう。

なお、治療費の不払いに関して、旧厚生省の通知³⁾では、「医業報酬が不払いであっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。」とされている。このことからすると、治療費の不払いの事実のみをもって直ちに診療を拒否することは、リスクであるといえる。

最後に、本件では、Xの問題発言などについて、医療記録等に詳細な記載を残していたことが認められる。トラブルが予測される事案については、早期のうちに詳細な記録を残しておくことの重要性を再認識させるものといえよう。

◆この判例からどう学ぶか

- ① 医師と患者間の信頼関係が失われていること、治療終了による患者への影響の有無・程度や、患者側の態度などを総合考慮の上で、診療拒否が認められることがある。
- ② 治療費の不払いは診療拒否の一つの理由となり得るが、不払いの事実のみをもって診療を拒否するのではなく、その他の考慮要素を補完するものとして捉えるべきである。

1) 弘前簡裁平成23年12月16日判決

2) 大阪高裁平成24年9月19日判決

3) 昭和24年9月10日・医発752号厚生省医務局長通知